

4. 33

第 一 号

芳社第五九九號

昭和四年三月二十日  
監視總監 宮田 光 雄

丙

務大臣 望月 圭 介  
社 會 局 長 官 殿  
大阪 神奈川 府 縣 知 事 殿

島田 生 子 板 工 場 勞 働 争 議 發 生 二 例 ス ル 件

- 要 旨
- (1) 勞働者二千八百名ハ待遇改善ノ嘆願書ヲ提出シ即時罷業ス
  - (2) 十八日事業至一部ヲ容認マルモ日回答シタルモ勞働者ハ別ニ要 求書ヲ提出ス
  - (3) 十九日事業至八要求ヲ拒絶ス

三ノ一七ノ一三ノ一

芳社第五九九號  
監視總監 宮田 光 雄  
大阪 神奈川 府 縣 知 事 殿  
島田 生 子 板 工 場 勞 働 争 議 發 生 二 例 ス ル 件  
要 旨  
(1) 勞働者二千八百名ハ待遇改善ノ嘆願書ヲ提出シ即時罷業ス  
(2) 十八日事業至一部ヲ容認マルモ日回答シタルモ勞働者ハ別ニ要 求書ヲ提出ス  
(3) 十九日事業至八要求ヲ拒絶ス